

2. 浄化槽維持管理

浄化槽管理者の義務

清 掃

根 拠 法 令	解 説
<p>浄化槽法 (浄化槽管理者の義務)</p> <p>第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、厚生省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りではない。</p> <p>3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第 48 条第 1 項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられてない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 501 人以上の浄化槽にあつては、技術管理者を置かなければならない。
<p>浄化槽法 (清 掃)</p> <p>第 9 条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽内の汚泥やスカムが一定量を越えると、浄化槽の機能が低下するので、放流水質が悪化する前に予防し機能を回復させる必要がある。
<p>浄化槽法施行規則 (清掃回数の特例)</p> <p>第 7 条 法第 10 条第 1 項の規定による清掃回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね 6 月ごとに 1 回以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用開始から 1 年後（全ばつ気方式については 6 ヶ月後）とする。

根 拠 法 令	解 説
<p>浄化槽法施行規則 (保守点検の時期及び記録等) 第5条 8 受託者は、第2項ただし書の規定により作成した保守点検又は清掃の記録の写し又は第3項に規定する電磁的方法により作成された電磁的記録を3年間保存しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽管理者は、保守点検及び清掃を実施した場合、その都度結果について記録を作成するとともに、その記録が以後の管理に活用されるよう3年間保存することが義務づけられている。
<p>関 連 法 令</p>	
<p>浄化槽法の運用に伴う留意事項について (昭和61年1月13日 衛浄第3号) 厚生省環境整備課長通知</p>	